

1. 尼崎市都市計画道路網の見直し方針（素案）及びパブリックコメントの結果について

(1) 背景

都市計画道路は、都市における良好な市街地の形成を図るとともに、円滑な交通を確保するための最も基幹的な都市施設であり、これまで健全な都市の発展に大きな役割を果たしてきた。

一方、都市計画道路の中には、計画決定後、長期間を経ても事業化に至らない道路が多く存在しており、時間の経過の中で、道路の必要性や位置づけが変化しているものがあると考えられる。

このような中、平成23年3月、兵庫県が、「都市計画道路網見直しガイドライン」を策定し、見直しの指針を示したことから、この度、尼崎市において、都市計画道路網の見直しを図るものである。

(2) 概要

都市計画道路網の見直しは、整備済・事業中・事業予定の箇所を除く全ての都市計画道路を対象として、基礎条件の整理や必要性の検証などを行い、市民説明会やアンケートを実施し、この結果を基に、存続・廃止・縮小・ルート変更の見直し方針を策定・公表し、都市計画変更の手続きを行うものである。

これまで、見直しの検討にあたっては、平成24年11月に庁内関係課で構成する「都市計画道路網見直し・道路整備プログラム改訂検討会」を設置し、必要性の検証や評価基準の検討などを行った。また、平成26年3月にたたき台を公表し、市民説明会やアンケートを募集し、素案を作成した。

(3) 都市計画道路網見直し方針（素案）の内容について

別紙1、別紙2 参照

(4) パブリックコメントの結果について

平成26年8月1日から平成26年8月21日にかけて、素案に係るパブリックコメントの募集を行った。パブリックコメントの結果に関しては、2名の方から4件の意見の提出があり、意見の内容は以下の通りである。

意見に係る路線	意見内容
No.1 阪神国道線 (現道に合わせ計画を縮小)	近年、自転車専用道路の必要性が高まっており、県立病院が新設されることもあることから、交通量増加を見込んで現計画のまま存続すべきである。
No.5 五合橋線 (現道に合わせ計画を縮小)	近年、自転車専用道路の必要性が高まっており、県立病院が新設されることもあることから、交通量増加を見込んで現計画のまま存続すべきである。
	県立病院が新設されることもあることから、多くの交通弱者の利用が予想される。道路西側のセットバックが概ね完了していることもあり、現計画のまま存続とし、車椅子も行き違えるほどの幅の歩道整備をする必要があると思われる。
No.6-3 出屋敷線 (計画を廃止)	玉江橋交差点と十間交差点の混雑・渋滞の解消ルートとして計画されている路線であり、県立病院が新設されることから交通量増加が見込まれるため、現計画のまま存続すべきである。

これらの意見を踏まえ、現在、庁内及び関係機関と協議を行い、検討を行っているところである。

(5) 今後の予定

今後は、パブリックコメントと本審議会における意見を踏まえて、庁内及び関係機関と協議・検討を行い、都市計画道路網見直し方針（案）を作成し、次回予定している都市計画審議会にて報告を行った後、都市計画道路網見直し方針を公表して、その後、都市計画変更手続きに取り組む予定である。

平成27年 1～2月 都市計画道路見直し方針作成

- ・市 都市計画審議会（報告事項）
- ・都市計画道路網見直し方針公表
- ・パブリックコメント結果公表

平成27年 3月以降 都市計画変更手続き

<市決定路線>

- ・市素案の作成
- ・市素案の公表・パブリックコメント
- ・市原案の作成
- ・市 都市計画審議会（事前説明）
- ・市原案の公告・縦覧
- ・市 都市計画審議会（付議）
- ・計画決定告示・永久縦覧

<県決定路線>

- ・市素案の作成
- ・市素案の公表・パブリックコメント
- ・市原案の作成
- ・市 都市計画審議会（事前説明）
- ・県原案の作成
- ・県原案の公告・縦覧
- ・市 都市計画審議会（諮問）
- ・県 都市計画審議会（付議）
- ・計画決定告示・永久縦覧

以上

2. 尼崎市都市計画道路整備プログラム改訂版（素案）及びパブリックコメントの結果について

(1) 背景

現在、都市計画道路は、自動車専用道路・幹線街路・区画街路・特殊街路（歩行者専用道路）に区分され、尼崎市内で合計139路線・約171kmが計画決定されており、その整備状況は、平成25年度末時点で整備済延長が約146km、進捗率が約86%である。

都市計画道路整備プログラムは、都市計画道路の事業着手時期をあらかじめ明らかにすることにより、関係権利者の計画的な土地利用を可能にし、事業着手に至る意思形成過程の透明性を高めるとともに、より計画的かつ効率的な事業実施を図るため、平成15年度から公表している。

(2) 概要

現在、都市計画道路整備プログラムは、平成20年度から平成30年度までの10年間の事業予定を公表しているが、限られた財源の中でより効果的な整備を行うことや、前回改訂から5年が経過し、改訂時期になったことから、今年度に平成26年度から平成35年度までの整備予定箇所を公表する予定である。

(3) 都市計画道路整備プログラム改訂版（素案）の内容について

別紙3 参照

(4) パブリックコメントの結果について

平成26年8月1日から平成26年8月21日にかけて、素案に係るパブリックコメントの募集を行ったが、都市計画道路整備プログラム改訂版（素案）に係る市民意見の提出はなかった。

(5) 今後の予定

今後は、本都市計画審議会における意見を踏まえて、庁内及び関係機関と協議・検討を行い、都市計画道路整備プログラム改訂版（案）を作成し、次回予定している都市計画審議会にて報告を行った後、都市計画道路整備プログラム改訂版を公表する。

平成27年 1～2月 市 都市計画審議会（報告事項）
都市計画道路整備プログラム改訂版公表
パブリックコメント結果公表

以 上